

適正な労働環境の確保に向けた取組に係る誓約書

熊本市長

本社の情報を記載してください。

※受任者（支店等）がある場合でも、
委任者（本社）の情報を記載してください。

令和〇年 〇月 〇日

商号又は名称
代表者職・氏名

熊本市中央区手取本町 1 - 1
株式会社〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

これ以降の誓約内容については、契約の締結
について支店等に委任する場合は、
委任先の支店等（事業場）について記載して
ください。

次のとおり誓約いたします。なお、契約の履行
は法令及び同条例を遵守します。

労働者（パート、アルバイトを含む）を

個人事業主や自治会、実行委員会など労働者を雇用していない場合は、「いいえ」にチェックし、No14 について回答してください。

☒ はい
⇒以下の項目すべてに回答してください。
☐ いいえ
⇒No14 について回答してください。

〔労働条件〕

No	誓約事項	回答欄
1	賃金、労働時間その他の労働条件を各労働者に書面で明示している。	☒ はい
2	常時使用する労働者が 10 人以上の場合にあっては、 労働基準監督署の受付印のある先頭ページの写しのみご提出ください。 なお、 <u>労働基準監督署の受付印がない場合は、就業規則届の写しの 1 ページ目に「本資料は労働基準監督署へ提出したものに相違ありません」と記載、捺印（代表者印）の上、ご提出ください。</u>	☒ はい ⇒労働基準監督署の受付印のある就業規則届の写し等、届け出たことがわかる書類を添付してください。 ☐ いいえ（常時使用する労働者が10人未満であるため）
3	法定労働時間を超えて労働時間の延長又は休日労働を行わせる場合にあっては、時間外又は休日労働に係る協定（36 協定）届を所轄の労働基準監督署へ提出している。	☒ はい ⇒労働基準監督署の受付印のある協定届の写し等、届け出たことがわかる書類を添付してください。

	労働基準監督署の受付印のある先頭ページの写しのみご提出ください。 なお、労働基準監督署の受付印がない場合は、36協定届の写しの1ページ目に「本資料は労働基準監督署へ提出したものに相違ありません」と記載、捺印（代表者印）の上、ご提出ください。	たことがわかる書類を添付してください。 ☐ いいえ（労働時間の延長又は休日労働を行わせていないため）
4	法定の年次有給休暇を付与している。 また、年次有給休暇が10日以上付与される労働者に対しては、1年以内に5日以上取得させている。	☒ はい
5	労働者名簿及び賃金台帳を整備するとともに、健康管理の観点から、労働者の労働時間の状況を客観的に把握している。	☒ はい

〔安全衛生〕

No	誓約事項	回答欄
6	事業場ごとに次の者を選任している。 (1) 常時使用する労働者が50人以上の場合 安全管理者（労働安全衛生法施行令第3条に掲げる業種に限る。）、衛生管理者及び産業医 (2) 常時使用する労働者が10人以上50人未満の場合 安全衛生推進者又は衛生推進者	選任している者及び該当する項目に☒し、括弧内に氏名を記入してください (1) 常時使用する労働者が50人以上の場合 ☒安全管理者 (☐ ☐) ☐安全管理者を選任していない（労働安全衛生法施行令第3条に掲げる業種ではないため） ☒衛生管理者 (☐ ☐) ☒産業医 (☐ ☐) (2) 常時使用する労働者が1

		0人以上50人未満の場合 ☐ 安全衛生推進者 () ☐ 衛生推進者 () (3)常時使用する労働者が10人未満の場合 ☐ いずれも選任していない (常時使用する労働者が10人未満であるため)
7	機械等による負傷、粉じん等に起因する疾病等の労働災害を防止する措置を講じている	☒ はい
8	次のいずれかに該当するときは、従事する業務に関する安全衛生教育を行っている。 (1) 雇入れをしたとき。 (2) 作業内容の変更をしたとき。	☒ はい
9	雇い入れるとき及びその後1年以内ごとに1回の頻度で、労働者の健康診断を行っている。	☒ はい
10	1年以内ごとに1回、定期的に心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を行っている。	☒ はい ☐ いいえ(常時使用する労働者が50人未満であるため)

〔賃金〕

No	誓約事項	回答欄
11	賃金を通貨で全額、労働者に直接、毎月1回以上、一定の期日に支払っている(口座振込を含む。)	☒ はい
12	時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金を法令に従って支払っている。	☒ はい ☐ 時間外労働、休日労働及び深夜業に従事していない (No3を「いいえ」で回答した場合)
13	地域別最低賃金額以上の賃金を支払っている。 (特定(産業別)最低賃金の適用を受ける事業場)	☒ はい

	にあつては、特定（産業別）最低賃金額以上の賃金を支払っている。）	
--	----------------------------------	--

〔下請負者等が締結する契約の適正化〕

No	誓約事項	回答欄
14	下請負者等とは、次のいずれかに該当する者をいう。 ア 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者 イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者を事業者又はアに掲げる者が行う公契約に係る業務に従事させる者	☒ はい ☐ いいえ（下請負者等と契約を締結していないため）

【記

※本誓約書は、全ての事業者が提出すること。

※契約の締結について委任する場合は、委任先の事業場について記載すること。

※該当する全ての項目にチェック（☒）を入れること（該当するにも関わらず、必要な項目にチェックが入っていない場合は、競争入札等参加資格者名簿に登録することはできないため注意。）。